

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び旭川市契約事務取扱規則（昭和39年旭川市規則第22号）第3条の規定に基づき、条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年2月27日

旭川市長 今津寛介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎6階

旭川市総務部管財課庁舎担当

電話 0166-25-5443

FAX 0166-24-7833

2 入札に付する事項

- (1) 入札件名 旭川市総合庁舎清掃業務
- (2) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (3) 概要 入札説明書のとおり
- (4) 履行場所 入札説明書のとおり
- (5) 入札方法

総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿において、営業種目「3010」建物清掃等環境衛生管理のうち、取扱品目「3011」庁舎・施設一般清掃又は「3018」庁舎・施設環境衛生総合管理の入札参加資格を有し、清掃業務用等級格付がA級であり、かつ、地域区分「51」市内業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、市内に本店を有する者であること。

4 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1に同じ。

5 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年3月9日(月)午後5時15分
- (2) 提出場所 1に同じ。

6 入札の日時、場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和8年3月19日(木)午前10時 旭川市職員会館2階2・3号室

(2) 開札

入札終了後直ちに(1)の場所で行う。

(3) 入札書の提出方法

入札書を持参し投函すること。(持参以外の方法による入札は認めない。)

7 入札の無効

この公告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書に虚偽の記載をした者の入札及び旭川市委託契約等競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反する者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、市長により入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札時点において3に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

8 入札手続等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

この契約は、旭川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年旭川市条例第40号)の規定に基づく長期継続契約であるため、契約書には「翌年度以降において本市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除する」旨、規定する。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

(5) 最低制限価格の設定 有

最低制限価格は、旭川市業務委託契約の最低制限価格試行要領第3による積み上げ方式により算出するものとし、最低制限価格算出率は86.09%とする。

また、最低制限価格未満の価格で入札したものは、再度入札に参加できないものとする。

(6) 支払条件 毎月後払いとする。月毎の委託料については、落札者と別途協議の上、設定する。

(7) 詳細は入札説明書による。

9 現地の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画の適用

この入札は、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）又は包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f）に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する旭川市における地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画（平成31年旭契第37号）を適用するものである。